平成一〇年(ワ)第一〇四三八号 商標権侵害差止等請求事件 (口頭弁論終結日

平成一二年一一月一四日) 判 決

> 右代表者代表取締役 右訴訟代理人弁護士 同 右補佐人弁理士 被 右代表者代表取締役 右訴訟代理人弁護士 同

宝醤油株式会社 武 巖 神 谷 小 泉 勝 義 寳酒造株式会社 В 小 野 昌 延 峻 司 山

豊

治

樋

右補佐人弁理士

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

実及び理

請求

一 被告は、原告に対し、別紙第一ないし第三目録記載のラベルを付した容器に 入れた「煮魚お魚つゆ」、「煮物万能だし」、「煮物白だし」を販売してはならな い。

被告は、原告に対し、金二〇〇〇万円及びこれに対する平成一〇年五月二六 日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。 事案の概要

本件は、だし、つゆに後記目録記載のラベルを付して販売する被告の行為 が、原告の有する商標権を侵害し、かつ、不正競争防止法二条一項一号に該当する と主張して、原告が被告に対し、商標権及び不正競争防止法に基づいて、右だし、 つゆの販売の差止め及び損害賠償を請求した事案である。

前提となる事実(当事者間に争いはない。)

原告の商標権

原告は、別紙商標権目録記載の各商標権(以下、順に「本件商標権一」な いし「本件商標権九」と、これらをあわせて「本件各商標権」といい、その登録商 標を「本件登録商標一」ないし「本件登録商標九」といい、これらをあわせて「本 件各登録商標」という。)を有している。

被告の行為

被告は、別紙第一ないし第三目録記載のラベル(以下、順に「被告標章 ー」ないし「被告標章三」といい、これらをあわせて「被告各標章」という。)を付した容器に入れた「煮魚お魚つゆ」、「煮物万能だし」、「煮物白だし」(以 下、あわせて「被告商品」ということがある。)を販売している。

争点

被告は被告各標章の「タカラ本みりん入り」の記載部分を商標として使用 しているか。

(原告の主張)

被告各標章における「タカラ本みりん入り」の記載は、商品の正面に来る べきラベルの中央部の一番目立つ位置で、被告商品の普通名称である「煮魚お魚つ ゆ」、「煮物万能だし」、「煮物白だし」の文字の直上部に、特に目立ちやすい赤 色で大書され、一般人の特別の注意を惹くような方法で表示されているので、出所 表示機能を有し、商標的使用に当たる。

「〇〇使用」とか「〇〇入り」という文字を付する場合でも、「使用」 「入り」を除く部分の訴求力が大きく、顕著性及び識別性がある用語(本件では 「タカラ」の語)を含むときは、その用語を含む記載が出所表示機能を有すること は否定できない。

商品の品質や原材料を表すのであれば、単に「本みりん入り」、 ん使用」と記載すれば足りるのであり、あえて、「タカラ」とまで記載する必要は なく、被告各標章の右側の欄などに、品名、賞味期限、販売者などとともに記載す れば足りる。「寳酒造株式会社の本みりん入り」と表示されるのであれば、原材料 表示と解する余地があるが、そうではない以上、「タカラ本みりん入り」の記載が 出所表示機能を有しているというほかない。 被告各標章には、「Cookin' Good」の商標の記載があるが、これは、単に料理に好適であるという趣旨を示すもので、効能を説明した記載と理解されること、「Cookin' Good」商標の使用実績は少ないという事情が存すること、「Cookin' Good」の表示が目立たないことなどに鑑みると、「Cookin' Good」の標章は識別性が弱く、右記載があるからといって、「タカラ本みりん入り」の表示部分が出所表示機能を失うことにはならない。

(被告の反論)

「タカラ本みりん入り」の表示部分は、「つゆ」、「だし」に「タカラ本みりん」が原材料として入っていることを示すもので、原材料である内容物を指称する記述的表示である。

被告は、「タカラ本みりん」の商品が、「みりん」の中でも、消費者の支持を確立した優良なイメージを有する商品であるため、この優良なイメージを有する原料を使用したことをセールスポイントとして示すために、「タカラ本みりん入り」の表示を用いた。

「タカラ本みりん入り」の表示部分は、「タカラ」と「本みりん」が同一書体で一連記載され、「タカラ本みりん」と「入り」の書体は区別され、原材料表示というにふさわしい大きさで、記載されている。さらに、被告各標章の全体を見ると、「タカラ本みりん入り」の表示部分の上には、「Cookin' Good」という被告商品の自他商品識別機能を有する標章が示され、同表示部分の下には、「煮魚お魚つゆ」、「煮物万能だし」、「煮物白だし」等の商品名が示され、さらにその下には、被告の商号が示されている。これらを全体としてみると、「タカラ本みりん入り」の表示は出所表示機能を有せず、商標的使用には当たらない。

商品の目他商品識別機能を有する標草か示され、同表示部分の下には、「魚黒お思つゆ」、「煮物万能だし」、「煮物白だし」等の商品名が示され、さらにその下には、被告の商号が示されている。これらを全体としてみると、「タカラ本みりんり」の表示は出所表示機能を有せず、商標的使用には当たらない。被告商品の商標である「Cookin' Good」は、確かに使用期間は短いが、大々的に宣伝されて、周知となっているし、被告商品の胴ラベルの最上段に表された表示の態様からしても、効能表示と解する余地はない。さらに、お好み焼きの冷凍用食品に「オタフクソース・青のりつき」というように使用原料等を記載する例もあるに「オタフクソース・青のりつき」というように使用原料等を記載する例もある存在すること(乙一ないし九)に照らせば、商品に含まれている原料等を、体商品のラベルに使用する方法は極めてありふれた一般的なものであり、被告各標章における「タカラ本みりん入り」の記載もこれらと同様に世上一般的な原材料表示の域を出ないといえる。

2 被告は、自己の著名な略称又は原材料名を、普通に用いられる方法で表示しているか。

(被告の主張)

被告が、本みりんについてシェア五〇パーセント以上を占めるトップメーカーであり、かつ、「タカラ」が被告の著名な略称であることは周知の事実である。「タカラ本みりん入り」の表示に接する取引者、需要者は、右表示を「タカラの本みりんの入った」商品を説明した文章と理解するはずで、右表示は、商標法二六条一項一号所定の「自己の著名な略称を普通に用いられる方法で表示する」場合に該当する。また、「タカラ本みりん入り」の表示は、1で述べたとおり、商標法二六条一項二号所定の「原材料を普通に用いられる方法で表示する」場合に該当する。

(原告の反論)

争う。1で述べたとおりである。「タカラ本みりん入り」の表示部分は、その表示態様からみて、普通に用いられる方法での表示(二六条一項一号、二号)と解する余地はない。

3 被告各標章は、本件各登録商標と同一又は類似か。

(原告の主張)

本件各登録商標は、いずれも「タカラ」の称呼を生ずる。また、「宝物」、「お金(通貨)」であり、「めでたい」という観念を生ずる。さらに、本件登録商標四、八及び九は、片仮名の「タカラ」からなる文字を横書きした外観を有する。

他方、被告各標章についてみると、①被告各標章における、「タカラ本みりん入り」の記載中の「本みりん入り」の部分のみが原材料表示であることは明らかであること、②「タカラ」、「宝」は日本人に好まれ、現にこれらの語を要部とする商号をもつ会社は数十に上っている現状があり、この語を含む商標に接する需要者は、「タカラ」、「宝」の部分に強く惹かれ、「タカラ」の部分が、強い訴求力、識別力を有することからすると、被告各標章中の「タカラ」の部分こそが要部であると解すべきである。

本件各登録商標と被告各標章における要部である「タカラ」とを比較すると、両者は、称呼及び観念において同一である。とくに、本件登録商標四、八及び 九と被告各標章とは、称呼、観念及び外観において同一である。また、現実の取引 において、被告商品を原告の商品と誤認混同した事例が存在する。これらによる と、本件各登録商標と被告各標章における要部である「タカラ」とは類似する。

したがって、被告が被告各標章を付した容器に入れた被告商品を販売する 行為は、本件各商標権を侵害する。

(被告の反論)

被告各標章は、以下のとおり、本件各登録商標と類似しない。 すなわち、「タカラ本みりん入り」の表示部分は、被告の「タカラ本みり ん」が原材料として使用されていることを示すものとして一連表記されているこ と、「タカラ本みりん」は、極めて著名で、消費者の信用愛顧の強い独立した商品 であることからすれば、「タカラ」の部分を「本みりん入り」の部分から分けて、 要部とみるのは妥当ではない。

本件各登録商標と被告各標章の「タカラ本みりん入り」の表示部分とを対 比すると、①本件各登録商標は、「宝物」等の観念を生じ、他方、「タカラ本みり ん入り」の表示部分は、「タカラ本みりん」が「つゆ」、「だし」に入っていると の観念を生じるので、両者は観念において異なる。②本件各登録商標は「タカラ」 又は「ホウ」との称呼が生じ、他方、「タカラ本みりん入り」の表示部分は、「タ カラホンミリンイリ」との称呼が生じるので、両者は称呼において異なる。③本件 各登録商標はありふれたデザインであるのに対し、「タカラ本みりん入り」の表示 部分は、独特のデザインからなるので、両者は外観において異なる。 以上のとおり、本件各登録商標と「タカラ本みりん入り」とは類似しな

「宝」及び「寶」の商標は、原告の商品又は営業を示すものとして周知で あるか。また、被告が被告各標章を使用する行為は、原告の商品又は営業と混同を 生じさせる行為か。

(原告の主張)

原告は、商品「しょうゆ」に「宝」、「寶」の商標を、二〇〇年以上にわたって継続して使用した結果、右商標は、原告の商品「しょうゆ」又は営業を示すものとして、需要者間に広く認識されて周知となっている。一方、「だし」、「つ ゆ」等は一般にしょうゆメーカーをはじめとする調味料メーカーによって製造販売 されている取引の実情に照らすと、右商標は、しょうゆ以外の商品に関しても、同様に周知であるといえる。また、現実の取引において、被告商品を原告の商品と誤 認混同した事例が存在する。

したがって、被告が、本件各登録商標に類似する「タカラ本みりん入り」の記載のある被告各標章を付した容器に入れた被告商品を販売した行為は、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表 示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為(不正競争防止法二条一項一号)に該当する。

(被告の主張)

原告の主張は否認する。

被告の製造販売する「タカラ本みりん」は、本みりんの分野ではトップシェアを占め、著名であること、「みりん」と「しょうゆ」は商品としての性格を異にし、しょうゆメーカーである原告の製造販売するしょうゆとは永年にわたり判然と区別され、混乱なく並存してきたことなどの具体的な取引の実情を考慮すると、本件各登録商標と「タカラ本みりん入り」の表示部分との間に誤認混同を生ずる余 地はない。

損害額 5

(原告の主張)

被告が、被告商品の販売によって得た利益額は二〇〇〇万円を下らず、右額が原告の被った損害である。

(被告の反論)

原告の主張は争う。

第三 争点に対する判断

争点1、2(商標としての使用、記述的表示)について

、一2の事実、証拠(甲七、乙一三ないし一五、一七 三、二九、枝番号の表記は省略する。) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が 認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(一) 被告は、被告商品の瓶に、被告各標章を付して、「煮魚お魚つゆ」 (第一目録)、「煮物万能だし」(第二目録)、「煮物白だし」(第三目録)を販売していた(なお、被告は、現在、デザインを多少変更したラベルを用いているが、これによって、被告が被告各標章を使用する可能性がなくなったとまで認めることはできない。)。

ことはできない。)。 ところで、被告各標章中の「タカラ本みりん入り」の表示は、中央部分 の一か所のみに存在するが、その態様は、以下のとおりである。

(1) 被告各標章の全体形状

被告各標章は、縦が約ハセンチメートル、横が約一九センチメートルの大きさのラベルである。中央部分(横幅が約ハセンチメートル)と左右部分(横幅約五センチメートル)の三部分に分かれている。中央部分には、後記のとおりの態様で商品名等が記載され、左側部分には、使用方法及び調理例等が記載され、右側部分には、品名、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、販売者等が記載されている。なお、「クッキングー」、「Cookin' Good」及び「コック用帽子図形」の組み合わせ図柄は、またままないる。

(2) 被告標章一の中央部分の表示態様

中央部分は、縦約八センチメートル、横約八センチメートルの大きさで、ほぼ正方形の形状からなる。

中央部分の中心部には、上から順に横書きで、「クッキング ー」、「Cookin Good」、「タカラ本みりん入り」、「煮魚」、「お魚つゆ」、 「これー本だけで料亭の煮魚」の文字が記載されている。

まず、①「クッキングー」の文字が青色で小さく(各文字の縦の長さは一・五ミリメートル、以下同様に表記する。)記載され、②その下に、「Cookin' Good」の文字が青色でやや小さく(縦約三ミリメートル)記載され、③その下に、「タカラ本みりん入り」の文字がいずれも赤色で、やや小さく(縦約三ミリメートル)、このうち、「タカラ本みりん」の文字部分は太いゴシック体で、「入り」の文字部分は細い明朝体で、それぞれ記載され、④その下に、「煮魚」の文字が黒色で大きく(縦約一九ミリメートル)記載され、⑤その下に、「お魚つゆ」の文字が青地に白抜きで、やや大きく(縦約一〇ミリメートル)記載され、⑥その下に、「これ一本だけで料亭の煮魚」の文字が黒色で、やや小さく(縦約二ミリメートル)記載されている。また、中央部分の周辺部には、魚等のカット図柄とともに、「清酒たつぷり」、「食品添加物無添加」、「宝酒造株式会社」などの文字も記載されている。

(3) 被告標章二、三の中央部分の表示態様

被告標章二の中央部分の中心部には、「煮物」、「万能だし」、「これー本だけでおいしく煮物」の文字が記載されていること、周辺部には、「だしたっぷり」の文字が記載されていること、色彩に橙色が一部選択されていること、カット図柄に野菜が選択されていること等の点において、被告標章一と異なるが、その他の点において差異がない。

被告標章三の中央部分の中心部には、「煮物」、「白だし」、「これー本だけでおいしくうす色煮物」の文字が記載されていること、周辺部には、「京風仕立て」の文字が記載されていること、色彩に金色が一部選択されていること、カット図柄に野菜が選択されていること等の点において、被告標章ーと異なるが、その他の点において差異がない。

(二) 被告商品については、テレビコマーシャル等の宣伝広告活動が全国的に展開され、「クッキングー」、「Cookin' Good」及び「コック用帽子図形」の組み合わせからなる商標が強調されている。

また、被告の製造、販売に係る「本みりん」は、平成八年度及び同九年度において、生産量が四万キロリットル、販売総額が約一七〇〇億円であり、そのシェアが五〇%を超えており、「タカラ本みりん」の商標は、本みりんに関するブランドとして、日本国内において著名である。
2 右認定した事実を基礎にすると、被告は、本件各標章の「タカラ本みりん」

2 右認定した事実を基礎にすると、被告は、本件各標章の「タカラ本みりん 入り」の表示部分を商標として(すなわち自他商品の識別機能を果たす態様で)使 用しているものではないと判断できる。以下、その理由を述べる。

(一) 被告各標章において、被告商品の正面に位置するラベルの中央部の最も目立つ位置には、被告商品の普通名称である「お魚つゆ」、「万能だし」、「白だし」及びその用途である「煮魚」、「煮物」の表示が、いずれも目立ちやすい大

きな文字で記載されていること、これに対して、「タカラ本みりん入り」、「これ 一本だけで料亭の煮魚」、「清酒たっぷり」等の表示部分は、右名称部分を囲むよ うに、比較的小さい文字で記載されており、その内容から判断して、いずれも被告 商品の特徴や長所を説明的に示していると理解するのが相当である。

(二) ①「タカラ本みりん入り」の表示中、「タカラ本みりん」の部分は「入り」の部分と字体が異なっているため、「タカラ本みりん」の部分が一連のものと理解され、体裁上「タカラ」の部分のみが区別されるように記載されていること、②被告各標章の中央部分の右下には、「宝酒造株式会社」という被告のでいる記載されていること、③被告の製造、販売に係る「本みりん」は、日本国内でおいて著名であるとが記載されていること、③被告の製造、販売に係る「本みりん」は、日本国内でと、プラン・アを有し、「タカラ本みりん」の商標は日本国内において著名であると解した。(④「だし」「つゆ」等の調味料にみりんを入れることはごく自然であると解した。「タカラ本みりん」が入っていることを示す記述であると認識するのが通常であるといえる。

(三) 被告各標章において、「クッキングー」、「Cookin' Good」及び「コック用帽子図形」の組み合わせからなる標章は、三か所に記載されていること、また、右組み合わせからなる標章がテレビコマーシャル等で、繰り返し宣伝されていることに照らすと、右組み合わせからなる標章こそが、被告商品の商品名であると

認識するのが一般的である。

以上を総合すると、被告各標章における「タカラ本みりん入り」の表示部分は、専ら被告商品に「タカラ本みりん」が原料ないし素材として入っていることを示す記述的表示であって、商標として(すなわち自他商品の識別機能を果たす態様で)使用されたものではないというべきである。のみならず、右表示態様は、原材料を普通に用いられる方法で表示する場合(商標法二六条一項二号)に該当するので、本件各商標権の効力は及ばない。

二 争点4(不正競争行為)について

三 結論

以上のとおり、商標権及び不正競争防止法二条一項一号に基づく原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二九部

裁判長裁判官飯村敏明

裁判官 沖中康人

裁判官 石村 智

別紙第一目録 別紙第二目録 別紙第三目録

商標権目録

一 登録番号 第一二〇一八八号 出願日 大正九年六月一八日 登録日 大正九年九月一三日 更新登録日 昭和一五年六月一三日 昭和三四年一二月一二日

昭和五五年七月三一日 平成二年八月二九日

指定商品 第四一類 醤油

登録商標 別紙商標公報該当欄記載のとおり

第三八四四一八号 昭和二三年一月一六日 登録番号

出願日 商公昭二三一五三五五号 公告番号 登録日 昭和二五年五月二六日

昭和四五年八月二二日 更新登録日

昭和五五年六月二七日

平成二年四月二七日 第四一類 ソース及酢ノ類 指定商品 別紙商標公報該当欄記載のとおり 登録商標

第八〇二〇九九号 Ξ 登録番号 出願日 昭和三七年九月八日

公告番号 登録日 商公昭四三一三九二 昭和四三年一二月二三日 昭和五四年一一月二九日 更新登録日 昭和六三年一〇月二五日

第三一類 しょうゆ、食酢、ウースターソース、ケチャップ、 指定商品

ドレッシング、酢の素、ホワイトソース 別紙商標公報該当欄記載のとおり マヨネーズソース、

登録商標

第二七二一三六七号 四 登録番号

出願日 昭和五〇年六月一三日 -〇五号 公告番号 商公昭五八一二

登録日 平成九年五月一六百 指定商品 第三一類 しょうゆ

別紙商標公報該当欄記載のとおり 登録商標

第二七二二八八五号 五 登録番号

昭和五四年四月九日 出願日

商公昭五八一五三三三二号 公告番号

平成九年八月二九日 登録日

第三一類 しょうゆ、食酢、ウースターソース、ケチャップ、ドレッシング、酢の素、ホワイトソース 別紙商標公報該当欄記載のとおり 指定商品

マヨネーズソース、

登録商標

登録番号 第二七二四二一三号 六

昭和五〇年六月一三日商公昭五八一二二〇六号平成一〇年一一月一三日 出願日 公告番号 登録日

第三一類 焼鳥のたれ 指定商品

別紙商標公報該当欄記載のとおり 登録商標

第二七二四二一六号 +. 登録番号

昭和五〇年八月五日 出願日

商公昭五八一五三三三一号 平成一〇年一一月二〇日 公告番号 登録日 第三一類 焼肉用のたれ 指定商品

登録商標 別紙商標公報該当欄記載のとおり

第四二八五三九五号 八 登録番号

出願日 昭和五〇年六月一三日

登録日 指定商品 平成一一年六月一八日 第三一類 つゆの素、だしの素、みりん風調味料、オイスター

ソース

登録商標 別紙商標公報該当欄記載のとおり

登録番号 出願日 第四二九二六九五号 昭和五〇年六月一三日 九 登録日

平成一一年七月九日 第三一類 焼き肉のたれ、焼き鳥のたれ、蒲焼きのたれ、しゃ 指定商品 ぶしゃぶのたれ、その他の調味用たれ、そばつゆ、うどんつゆ、だしつゆ、煮魚用つゆ、その他の調味用つゆ 登録商標 別紙商標公報該当欄記載のとおり

別紙商標公報 省略